

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年12月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブルームワールド岩沼
岩沼市藤浪二丁目205-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社上の組 代表取締役 上野恭司
岩沼市藤浪一丁目5番32号
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
イ 駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

施設名	位置	収容台数
駐輪場1	A棟南側	11台
駐輪場2	B棟東側	12台
合 計		23台

【変更後】

施設名	位置	収容台数
駐輪場1	A棟南側	8台
駐輪場2	B棟北東側	8台
駐輪場3	C棟北西側	10台
駐輪場4	F棟南側	30台
合 計		56台

ロ 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設 1	A棟南西側	170 m ²
荷さばき施設 2	B棟南東側	72 m ²
合 計		242 m ²

【変更後】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設 1	A棟南西側	170 m ²
荷さばき施設 2	B棟南東側	72 m ²
荷さばき施設 3	C棟南西側	137 m ²
荷さばき施設 4	C棟北側	50 m ²
荷さばき施設 5	D棟南東側	32 m ²
荷さばき施設 6	E棟南東側	32 m ²
合 計		493 m ²

ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設 1	A棟南西側	13 m ³
廃棄物等保管施設 2	B棟内東側	22.5 m ³
合 計		35.5 m ³

【変更後】

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設 1	A棟南西側	13 m ³
廃棄物等保管施設 2	B棟内東側	22.5 m ³
廃棄物等保管施設 3	C棟内南西側	11 m ³
廃棄物等保管施設 4	D棟内南側	2.9 m ³
廃棄物等保管施設 5	E棟内東側	0.4 m ³
廃棄物等保管施設 6	E棟内東側	0.3 m ³
廃棄物等保管施設 7	E棟内東側	0.3 m ³
廃棄物等保管施設 8	E棟内東側	0.3 m ³
廃棄物等保管施設 9	E棟内東側	0.4 m ³
廃棄物等保管施設 10	F棟北側	3.02 m ³
合 計		54.12 m ³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アイリスプラザ	午前 9 時	午後 9 時
株式会社ニトリ	午前 10 時	午後 8 時
株式会社ヨークベニマル	午前 9 時	午後 11 時
上記以外の小売業者	午前 10 時	午後 9 時

【変更後】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アイリスプラザ (A棟)	午前 9 時	午後 9 時
株式会社ニトリ (B棟)	午前 10 時	午後 8 時
株式会社ヨークベニマル (C棟)	午前 9 時	午後 11 時
未定 (D棟)	午前 9 時	午後 9 時
未定 (E棟)	午前 9 時	午後 11 時
未定 (F棟)	午前 9 時	午後 10 時

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

施設名	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分～午後 11 時 15 分

【変更後】

施設名	駐車可能時間帯
駐車場 1～4	午前 8 時 30 分～午後 11 時 30 分

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

施設名	出入口の数	位置
駐車場	2箇所	出入口 1～2

【変更後】

施設名	出入口の数	位置
駐車場	4箇所	No. 1 出入口、No. 2 出入口、No. 3 入口、No. 4 出口

ニ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

施設名	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分
荷さばき施設 2	午前 6 時 3 0 分～午後 7 時 3 0 分

【変更後】

施設名	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1～3、5、6	午前 6 時～午後 1 0 時
荷さばき施設 4	午後 1 1 時～翌午前 9 時

4 変更する年月日

令和 7 年 7 月 1 6 日

5 届出年月日

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び岩沼市役所

7 縦覧期間

令和 6 年 1 2 月 6 日から令和 7 年 4 月 7 日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第 1 6 号）及び意見書様式を参考のこと。